

観音寺市新学校給食センター
整備運営事業

募集要項

(修正版：令和5年2月3日)

令和4年12月23日

観音寺市

— 目 次 —

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第 1 | 募集要項の定義 | 1 |
| 第 2 | 事業概要 | 2 |
| 1 | 事業名称 | 2 |
| 2 | 公共施設の管理者の名称 | 2 |
| 3 | 用語の定義 | 2 |
| 4 | 事業の目的 | 3 |
| 5 | 本事業の基本理念 | 3 |
| 6 | 本事業の基本方針 | 4 |
| (1) | 安全・安心な学校給食を安定供給できる施設 | 4 |
| (2) | 多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設 | 4 |
| (3) | 安全にアレルギー対応給食が提供できる施設 | 4 |
| (4) | 食育に関する情報を発信できる施設 | 4 |
| (5) | 効率的で経済的な調理環境の施設 | 4 |
| (6) | 環境負荷の低減に配慮した施設 | 5 |
| (7) | 次世代に負担を残さない施設 | 5 |
| 7 | 本事業における SDGs への対応 | 5 |
| 8 | 事業の概要 | 6 |
| (1) | 施設概要 | 6 |
| (2) | 事業方式 | 6 |
| (3) | 事業期間 | 6 |
| (4) | 事業の範囲 | 6 |
| (5) | 事業者の収入 | 8 |
| 9 | 事業に必要とされる根拠法令等 | 8 |
| 10 | 事業の実施スケジュール | 8 |
| 11 | 事業期間終了時の措置 | 8 |
| 第 3 | 事業者の募集及び選定に関する事項 | 9 |
| 1 | 事業者選定に関する基本的事項 | 9 |
| (1) | 選定の方法 | 9 |
| (2) | 審査の方法 | 9 |
| 2 | 選定の手順及びスケジュール | 9 |
| 3 | 応募者の備えるべき参加資格要件 | 9 |
| (1) | 応募者の構成等 | 9 |
| (2) | 応募者の参加資格要件 | 11 |
| (3) | 地域経済への配慮 | 14 |

| | |
|--|-----------|
| (4) 参加資格の確認及び失格要件 | 14 |
| (5) 提案書類の取扱い | 14 |
| 4 審査及び選定に関する事項 | 14 |
| (1) 選定委員会 | 14 |
| (2) 審査の手順及び方法 | 15 |
| 5 参加手続等 | 15 |
| (1) 募集要項等に関する事項 | 15 |
| (2) 参加資格の確認 | 17 |
| (3) 参加に関する事項 | 19 |
| 6 優先交渉権者の決定方法等 | 22 |
| (1) 選定委員会の設置と評価 | 22 |
| (2) ヒアリングの実施 | 22 |
| (3) 優先交渉権者の決定及び公表 | 22 |
| 7 契約に関する基本的な考え方 | 23 |
| (1) 基本協定の締結 | 23 |
| (2) SPC の設立 | 23 |
| (3) 事業契約の締結 | 23 |
| (4) 事業契約書の内容変更 | 23 |
| (5) 事業契約書作成費用 | 23 |
| (6) SPC の事業契約上の地位 | 24 |
| 第 4 その他 | 25 |
| 1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 25 |
| 2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 | 25 |
| (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項 | 25 |
| (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項 | 25 |
| (3) その他の支援 | 25 |
| 3 その他事業の実施に関し必要な事項 | 25 |
| (1) 議会の議決 | 25 |
| (2) 情報提供 | 25 |
| (3) 募集要項等に関する問い合わせ先 | 25 |

第1 募集要項の定義

本募集要項は、観音寺市（以下「市」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として特定事業の選定を行った観音寺市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に対して本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」といい、参加資格審査を通過した者を「参加者」という。）を対象に交付するものである。

なお、本募集要項と併せて交付する次に掲げる資料については、本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」として定義する。

- ・ 要求水準書
- ・ 事業契約書（案）
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 審査基準
- ・ 様式集

また、本募集要項等と、既に公表している実施方針と相違がある場合は、本募集要項等に規定する内容を優先するものとする。本募集要項等に記載がない事項については、本募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

観音寺市新学校給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

観音寺市長 佐伯 明浩

3 用語の定義

本募集要項において、使用する用語は、以下のとおり定義する。

ア. 本件施設

観音寺市新学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ. 本件建物

観音寺市新学校給食センターの建物本体をいう。

ウ. 事業用地

本件建物の建設用地であり、本件施設の整備対象をいう。

エ. 調理設備

調理設備とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

オ. 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

カ. 配膳室

本事業において配送対象となる学校に、現状整備されている給食の一時保管場所をいう。

キ. 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建築物に固定しない備品をいう。

ク. 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ケ. 調理員用品

白衣、ズボン、靴、エプロン等、調理員が身に着けるなどの目的で使用する用品をいう。

コ. 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、園児・児童生徒・教職員が使用する備品をいう。

サ. 配送校

本事業における給食配送対象となっている幼稚園・こども園、小学校、中学校をいう。

シ. 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員（栄養教諭を含む）をいう。

ス. 点検

機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

セ. 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

ソ. 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

タ. 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

4 事業の目的

市では、4つの学校給食施設（学校給食センター2施設及び単独調理場2施設）で、市内の幼稚園2園、こども園1園、小学校10校、中学校5校に全体で1日当たり約5,000食の学校給食を提供している。

観音寺学校給食センター以外の施設は、開設後30年以上が経過しており、施設設備の老朽化が進んでいる。観音寺学校給食センターは、開設後約20年経過と比較的新しい施設だが、他の施設と同様に配管等の施設設備や厨房設備の更新が必要な状態である。

また、いずれの施設も学校給食衛生管理基準（平成21年4月施行）が示される以前に建築されていることから、最新の衛生管理基準に準拠するとともに、より安全な食物アレルギーの対応を図るため、学校給食施設の整備が喫緊の課題となっている。

そのため、市は、これらの学校給食施設の統合を含む新学校給食センター（以下「本件施設」という。）を整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

5 本事業の基本理念

本事業は、新たに本件施設（1日当たり5,000食の供給能力）を整備し、その事業期間内において、施設の維持管理及び運営を行うものである。

既存学校給食施設の老朽化等と新しい学校給食衛生管理基準への対応及び効率的な事業運営を実施するため、将来の園児・児童・生徒（以下、園児・児童・生徒を合わせて「児童等」という。）数の減少や、安全・安心な学校給食を継続的に提供するための施設整備など様々な観点から検討し、令和2年2月に「（仮称）新観音寺市学校給食センター整備に関する基本方針」を策定し、基本理念を以下のとおり定めた。

～ 基本理念 ～

学校給食センターは、安全性と栄養価において、高水準の給食を各学校に均等に提供することが基本的な使命であり、「安全・安心でおいしい給食づくり」を確実に遂行する。

6 本事業の基本方針

基本方針は、市内すべての学校給食施設を統合し、本件施設の整備を推進するため、基本理念を確実に遂行することを目標として以下のとおり定めた。

(1) 安全・安心な学校給食を安定供給できる施設

- ・ HACCP（危害分析及び重要管理点）の概念を取り入れ、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」をはじめ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理の徹底を図るものとする。
- ・ ドライシステムを基本とし、作業内容に応じた作業室の区分をするとともに、学校給食施設の区分に基づく汚染作業区域と非汚染作業区域の区分を明確化するものとする。
- ・ 異物混入のリスクを下げるため、金属探知機等の導入を図り、安全な給食の提供に努めるものとする。
- ・ 老朽化による施設、設備の不具合への対応が容易で、安定稼働が図れる施設とする。

(2) 多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設

- ・ より豊かでおいしい給食を安定供給するため、多様な調理方法に対応できる設備や作業の効率化のための設備の充実を図るものとする。
- ・ 給食が調理後2時間以内に確実に喫食されることを考慮し、配送などが安全かつ円滑に行えるよう体制を整えとともに、喫食時に適温で提供できるよう配慮するものとする。

(3) 安全にアレルギー対応給食が提供できる施設

- ・ 食物アレルギー等の児童等に対して、除去食及び代替食を調理する「アレルギー食対応調理室」を整備するものとする。
- ・ 「観音寺市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、保護者、学校、栄養教諭、調理員が連携のもと、より安全に児童等に対応給食を提供するものとする。

(4) 食育に関する情報を発信できる施設

- ・ 調理の状況などが見学できる見学通路や児童等の食に関する教育・学習、保護者を対象とした研修等、学びのスペースを整備するものとする。
- ・ 地産地消の推進、季節ごとに行事食や郷土料理を献立に取り入れ、給食だよりを通じた情報発信にも努めるものとする。

(5) 効率的で経済的な調理環境の施設

- ・ 供給食数や献立に応じた作業空間と機能性があり、経済性・効率性にも配慮した施設を整備するものとする。
- ・ 作業領域については、ワンウェイ動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保し、作業効率の向上と働きやすい室内環境の整備に努めるものとする。

(6) 環境負荷の低減に配慮した施設

- ・省エネルギー設備の導入を図り、環境に配慮した施設の整備に努めるものとする。
- ・臭気・防音対策など環境負荷の低減を図るものとする。

(7) 次世代に負担を残さない施設

- ・施設建設用地は、市財政への負担等を考慮し、既存の市有地を前提とし、配送時間や周辺環境等を考慮して選定するものとする。
- ・施設整備の段階から、維持管理・修繕・施設運営全般にわたり、将来的なコストの縮減に努めるものとし、事業の手法等については、調理から配送までの業務、工事の発注方法や将来の運営を総合的に踏まえて検討するものとする。

7 本事業における SDGs への対応

市は、平成 27（2015）年 9 月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、学校給食と密接な関係にある分野の視点をもって本事業に取り組む。本事業の実施に当たっては、事業期間を通して、学校給食の提供及び付加価値の向上を目指し、以下の内容について事業者がこれまで培ったノウハウや創意工夫あるアイデアを活かした提案を期待している。

- ア. 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」**
児童等が、日々の生活のなかで、給食を通して食に興味を持ち、身体をつくる栄養・食材に関する知識、自国・他国の食材・食文化、食がもたらす心身の健康に関する知識を、学校給食や食育を通して学ぶ。
- イ. 目標 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」**
本件施設の整備・運営期間における臭気や騒音等の影響を限りなく抑制する等、周辺環境に配慮した施設とし、効率的な熱源や設備機器を採用するなど、省エネルギー化を強力に推進する。
- ウ. 目標 11「住み続けられるまちづくりを」**
学校給食や食育を通して観音寺市に愛着を持ってもらえるようきっかけづくりを行う。
- エ. 目標 12「つくる責任 つかう責任」**
児童等が食の役割についての理解を深めるとともに、食を通して地域や食材を支える自然環境等について学ぶ機会を提供できる施設とする。
- オ. 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」**
学校給食を食べる児童等と生産者が繋がりを持ち、生産者の見える化等も含め、地産地消の向上を図る。

8 事業の概要

(1) 施設概要

ア 事業用地

観音寺市瀬戸町一丁目甲 4104 番 2

イ 用途地域

準工業地域

ウ 防火区域

なし

エ その他の地域区域

なし

オ 建蔽率／容積率

60％／200％

カ 敷地面積

約 6,925 m²

キ 調理能力食数

5,000 食／日（1 献立方式とする。）

(2) 事業方式

PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本件施設を設計・建設し、本件施設の所有権を市に移転した後、本件施設の維持管理及び運営等を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 17 年 7 月 31 日までとする。

なお、事業期間終了日以降の本件施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴取し、市が事業期間内に決定する。

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務

- (ケ) 配送車調達業務
- (コ) 近隣対応・周辺対策業務
- (サ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (シ) 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

※配送校の配膳室等の整備については、市が別途実施する予定である。

イ 開業準備業務

- (ア) 本件施設の設備・備品等の試運転
- (イ) 開業準備期間中の本件施設の維持管理
- (ウ) 従業員等の研修・各種リハーサル
- (エ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 各種備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務（注 1）
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

注 1：事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、事業者が実施する。事業期間終了後の大規模修繕業務は市が行う予定であることから、事業期間終了後の長期修繕計画の作成を行うとともに、適切な大規模修繕方法等について、適宜、市に助言を行うこととする。なお、ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 5 年版）の記述に準ずる。）。

エ 運營業務

- (ア) 献立作成支援業務
- (イ) 食材検収補助業務
- (ウ) 調理等業務
- (エ) 配送・回収業務
- (オ) 洗浄等処理業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務
- (ク) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務
- (コ) 食育支援業務
- (サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- (ア) 食材調達業務
- (イ) 食材検収業務
- (ウ) 献立作成
- (エ) 検食
- (オ) 給食費の徴収管理
- (カ) 児童等への食育業務
- (キ) 本件施設の見学等への対応

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。
- イ 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、アに記す施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者に支払う。
- ウ 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。また、物価変動に基づき、見直しを行う。
- エ 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については事業契約書（案）で提示する。

9 事業に必要とされる根拠法令等

事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

10 事業の実施スケジュール

| | |
|-----------|----------------------------|
| 優先交渉権者の決定 | 令和5年5月 |
| 事業契約の締結 | 令和5年6月 |
| 施設の設計・建設 | 事業契約締結日～令和7年7月末（約25カ月間） |
| 施設の引渡し | 令和7年8月 |
| 開業準備期間 | 令和7年8月～令和7年8月末（約1カ月間） |
| 維持管理・運営期間 | 令和7年9月1日～令和17年7月31日（約10年間） |

11 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

市は、事業者の募集及び選定に当たっては、競争性・透明性の確保を配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案内容審査の二段階で実施する。

ア 参加資格審査

市は、応募者に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案内容審査

市は、資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 令和4年12月23日（金） | 事業者の公募及び募集要項等の公表 |
| 令和5年1月6日（金） | 募集要項等に関する説明会の受付締切 |
| 令和5年1月6日（金） | 事業用地・配送校見学会の申込の受付締切 |
| 令和5年1月10日（火） | 募集要項等に関する説明会の開催 |
| 令和5年1月14日（土）～ 令和5年1月15日（日） | 事業用地・配送校見学会の開催 |
| 令和5年1月20日（金） | 募集要項等に関する質問・意見の受付締切 |
| 令和5年1月27日（金） | 募集要項等に関する個別対話の申込の受付締切 |
| 令和5年2月3日（金） | 募集要項等に関する質問・意見の回答 |
| 令和5年2月6日（月）～ 令和5年2月10日（金） | 募集要項等に関する個別対話の実施 |
| 令和5年2月17日（金） | 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切 |
| 令和5年2月27日（月） | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和5年4月14日（金） | 提案書の受付締切 |
| 令和5年4月下旬 | 提案書類に関する事業者ヒアリング等 |
| 令和5年5月上旬頃 | 優先交渉権者の選定及び公表 |
| 令和5年5月下旬頃 | 基本協定の締結 |
| 令和5年5月下旬頃 | 仮契約締結 |
| 令和5年6月下旬頃 | 事業契約締結 |

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグル

ープにより構成されるもの（以下、応募グループを構成するものを「構成員」という。）とし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとし、以下の業務以外の業務を実施する企業は「その他企業」とする。

- (ア) 設計企業：施設の設計業務
- (イ) 建設企業：施設の建設業務
- (ウ) 工事監理企業：工事監理業務
- (エ) 維持管理企業：維持管理業務
- (オ) 運営企業：調理業務、洗浄等処理業務、衛生管理業務

また、その他企業として、必要に応じて構成員に、調理設備調達・搬入設置業務、配送及び回収業務、廃棄物処理業務、資産調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる。

イ 応募者の構成員は、以下の定義により分類される。

- (ア) 代表企業：特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し応募手続きを行う者
- (イ) 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
- (ウ) 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

ウ 構成員には必ず市内企業を含めること。なお、市内企業とは募集要項等の公表の前日において、観音寺市内に本店、支店又は営業所を有する者とする。（以下、同様とする。）

エ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）

オ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 優先交渉権者は、市との仮契約の締結までに、観音寺市内に SPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権をもつものとする。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社とする。

キ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ク 応募者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負に

かかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

なお、本事業は市が行う初の PFI 事業であり、地域経済の活性化や市内企業の育成の観点から、地域経済の活性化を担う市内企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。したがって、市は、優先交渉権者の決定に当たってこれら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う予定としている。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすこと。

- (ア) 設計企業、建設企業、工事監理企業の構成員は、市の「令和 3・4 年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、令和 5 年度以降も継続して登録すること。
- (イ) 設計企業、建設企業、工事監理企業以外の構成員は、業務範囲に応じ、市の「令和 4・5 年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録してあること。

なお、物品の買入れ等に係る競争入札参加資格申請は、以下のとおり随時受付を実施する。

申請期限：令和 5 年 2 月 10 日

申請場所：観音寺市役所

申請方法：観音寺市総務部総務課 契約係に申請する

問合せ先（電話）：0875-23-3900

- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (エ) 参加資格審査書類の締切日において市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (オ) 参加資格審査書類の受付締切日から 5 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者でないこと。
- (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者でないこと。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- (キ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
- (ク) 国税、地方税のいずれも滞納していない者であること。
- (ケ) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役

員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ウ)から(キ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(コ) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者でないこと。

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大
- ・内藤・さきくさ法律事務所

(サ) 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者でないこと。なお、プロポーザルの公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、プロポーザルの参加資格を失うものとする。

イ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1社はすべての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定より、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 市の「令和3・4年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、令和5年度以降も継続して登録すること。

(ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設(平成24年4月以降に竣工したものに限り)の実設計を完了した実績を有していること。

(エ) ドライシステムの学校給食施設(学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。)

又は民間調理施設の実施設計を完了した実績を有していること。

ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、複数企業のうち少なくとも1社はすべての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 市の「令和3・4年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、令和5年度以降も継続して登録すること。また、市内企業にあっては、令和4年度の「観音寺市建設工事指名競争入札参加資格基準第2条の等級別格付け」が建築一式工事の特A等級であり、それ以外の者にあっては建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの）の結果において建築工事一式の総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) 平成24年4月以降に延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、JVで施工した場合、JVの構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者については施工実績とみなす。

エ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 市の「令和3・4年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、令和5年度以降も継続して登録すること。

(ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設（平成24年4月以降に竣工したものに限り）の工事監理実績を有していること。

オ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。

(ア) 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

(イ) 市の「令和4・5年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録していること。

カ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。

(ア) 市の「令和4・5年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録していること。

(イ) 小学校又は中学校を対象とした学校給食施設の運営実績（調理・洗浄業務）を

3年以上有していること。

(3) 地域経済への配慮

構成企業又は協力企業には、可能な限り市内企業を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の活性化を図ること。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書提出締め切りの最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者または応募者を構成する企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更する場合がある。

(5) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、市は事業者及び事業者を選定されなかった参加者と協議のうえ、事業者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、事業者以外の提案書類については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

提案書類の審査は、学識経験者等で構成する選定委員会が行う。

選定委員会委員は、次のとおりである。なお、募集要項等公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

| | |
|--------|---|
| 吉長 成恭 | 一般社団法人ちゅうごくPPP・PFI推進機構代表理事 国土交通省PPPサポーター |
| 中山 哲士 | 岡山理科大学工学部建築学科准教授 |
| 宮武 千津子 | 栄養教諭、元香川県教育委員会事務局保健体育課主任指導主事 |
| 挽田 公孝 | 観音寺市副市長 |
| 三野 正 | 観音寺市教育長 |

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者（代表企業）に通知する。

イ 提案内容審査

あらかじめ設定した「審査基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を行い、順位を決定する。総合評価は、参加者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化し、得点の合計（総合評価点）が最も高い提案を行った参加者を最優秀提案者として選定し、以下、総合評価点の高い順に順位を決定する。なお、評価項目や評価方法は「審査基準」に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「審査基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

5 参加手続等

(1) 募集要項等に関する事項

ア 募集要項等に関する質問・意見の受付

募集要項等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 令和5年1月20日（金）16時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。（様式1-1）
- ・提出先は以下とし、電子メール件名を「募集要項等に関する質問・意見」とすること。なお、電子メール送信後、受信確認を行うこと。

| |
|---|
| 提出先：観音寺市教育委員会事務局 学校給食課 メールアドレス：kyuushoku@city.kanonji.lg.jp 電話：0875-57-6660 |
|---|

イ 募集要項等に関する質問・意見の回答

募集要項等に関する質問・意見の回答を、令和5年2月3日（金）に市ホームページにおいて公表する。

ウ 募集要項等に関する説明会の開催

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 説明会日時 | 令和5年1月10日（火） 13:30～14:30 |
| 説明会会場 | 観音寺市役所2階201会議室 |
| 参加申込期限 | 令和5年1月6日（金） 正午まで |
| 参加申込方法 | 募集要項等説明会参加申込書（様式1-2）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 |
| 申込先 | 観音寺市教育委員会事務局 学校給食課 電話：0875-57-6660 FAX：0875-57-6661 E-mail：kyuushoku@city.kanonji.lg.jp |

| | |
|----|---|
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・参加人数は1企業2名までとする。 ・当日、質疑応答の時間は設けない。 |
|----|---|

エ 事業用地・配送校見学

事業用地・配送校見学を希望する者は、次のとおりグループごとに市に申請すること。

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 対象期間 | 令和5年1月14日(土)～1月15日(日)まで |
| 集合場所 | 1月14日(土)：事業用地(観音寺市瀬戸町一丁目甲4104番2) 1月15日(日)：中部中学校(観音寺市柞田町甲1237番地) |
| 参加申込期限 | 令和5年1月6日(金) 正午まで |
| 参加申込方法 | 事業用地・配送校見学会参加申込書(様式1-3)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 |
| 申込先 | 観音寺市教育委員会事務局 学校給食課 電話：0875-57-6660 FAX：0875-57-6661 E-mail：kyuushoku@city.kanonji.lg.jp |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・参加人数は1グループ4名までとし、来校は乗用車1台以内とする。 ・参加申込書に記載した者以外の者の参加は認められない。 ・学校敷地内は全面禁煙とする。 ・見学中は、配付する名札を着用すること。 ・見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、市職員・学校職員の指示に従うこと。 ・学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。 ・配送校見学会における市職員の説明は、学校の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該市職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。 ・見学会当日、質疑応答の時間は設けない。また、各学校の教職員に質問等は行わないこと。 |

各配送校の住所及び見学日時は以下のとおりである。

| 見学日 | 見学時間 | 名称 | 所在地 |
|------------------|-------------|------------------|---------------|
| 令和5年1月14日 (土) | 9:00～9:30 | 事業用地 | 瀬戸町一丁目甲4104番2 |
| | 9:50～10:20 | 観音寺港 (伊吹小中学校) | 港町二丁目5-15 |
| | 10:40～11:10 | 観音寺小学校 | 観音寺町甲2558番地1 |
| | 11:30～12:00 | 観音寺中学校 | 八幡町二丁目10番7号 |
| | 13:00～13:30 | 高室小学校 | 高屋町1877番地1 |
| | 13:50～14:10 | 常磐小学校 | 植田町365番地 |
| | 14:30～15:00 | 一ノ谷小学校 | 古川町102番地1 |
| 令和5年1月15日 (日) | 9:00～9:30 | 中部中学校 | 柞田町甲1237番地 |
| | 9:50～10:20 | 柞田小学校 | 柞田町乙1000番地1 |
| | 10:40～11:10 | 観音寺中央幼稚園 | 柞田町丙1566番地 |
| | 11:30～12:00 | 栗井小学校 | 栗井町1452番地 |
| | 13:00～13:30 | 大野原中学校 | 大野原町中姫1189番地3 |
| | 13:45～14:15 | 大野原小学校 | 大野原町大野原1905番地 |

| | | | |
|--|-------------|---------|-------------------|
| | 14:30～15:00 | 大野原こども園 | 大野原町大野原 1675 番地 1 |
| | 15:20～15:50 | 豊浜中学校 | 豊浜町和田浜 717 番地 |
| | 16:05～16:35 | 豊浜小学校 | 豊浜町和田浜 1000 番地 |

オ 募集要項等に関する個別対話の実施

市の意図と応募者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、募集要項等に関する個別対話を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。

個別対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 開催日程 | 令和5年2月6日（月）～2月10日（金）のうち市が指定する日 1グループあたり60分程度を想定 |
| 実施会場 | 開催日程と併せて通知を行う。 |
| 参加申込期限 | 令和5年1月27日（金） 正午まで |
| 参加申込方法 | 募集要項等個別対話参加申込書（様式1-4）、個別対話確認事項（様式1-5）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1グループ15名までとする。 |
| 申込先 | 観音寺市教育委員会事務局 学校給食課 電話：0875-57-6660 FAX：0875-57-6661 E-mail：kyuushoku@city.kanonji.lg.jp |
| 備考 | ・募集要項等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・同一グループが複数回参加することは不可とする。 |

(2) 参加資格の確認

参加者は、参加資格申請書類を提出し参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は参加することはできない。

ア 参加資格申請書類の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和5年2月13日（月）から2月17日（金）（9時～16時）

(イ) 提出場所

観音寺市教育委員会事務局 学校給食課

所在地：〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番215号

(ウ) 提出方法

参加資格申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 参加資格申請書類の作成

参加資格申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果通知は、参加資格申請書類を提出した者に対して、書面により令和5年3月10日（金）までに通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付日時

令和5年3月10日（金）～令和5年3月17日（金）

土曜日、日曜日を除く9時～16時

(イ) 提出場所

観音寺市教育委員会事務局 学校給食課

所在地：〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番215号

(ウ) 提出方法

説明要求として様式集（様式2-13）を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

令和5年3月24日（金）

オ 参加者等の構成

参加資格確認後は、参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ 参加を辞退する場合

参加資格申請書類提出以後、参加者が参加を辞退する場合は、様式集（様式2-15）を提案書提出までに観音寺市教育委員会学校給食課に持参し提出すること。

キ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格申請書類の提出日とする。

ク 参加資格の確認基準日以降の取扱い

(ア) 参加資格を有するとの確認を受けた参加者に属する構成員が、提案書及び提案金額の提出時までに、参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、参加することはできない。

ただし、参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合、参加者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

(イ) 参加資格審査結果の通知後であっても優先交渉権者の決定日までに、構成員が、指名停止等に該当する場合には、当該参加者は失格とする。

ただし、参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、参加者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を市が承認した場合に限り、優先交渉権者選定のための審査の対象とすることがある。

ケ その他

(ア) 参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(イ) 市は、提出された参加資格申請書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無

断で使用しない。

(3) 参加に関する事項

参加資格を有する参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及び提案金額を次により提出すること。

ア 提案資料及び提案金額の受付日時・提出場所及び方法

(ア) 受付日時

令和5年4月13日(木)から令和5年4月14日(金) (9時～16時)

(イ) 提出場所

観音寺市教育委員会事務局 学校給食課

所在地 : 〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番215号

提出方法

提案資料及び提案金額を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

提案金額は、代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんすること。

イ 参加にあたっての留意事項

(ア) 募集要項の承諾

事業者は、募集要項の記載内容を承諾の上、参加すること。

(イ) 費用負担等

提案資料及び提案金額の作成並びに提出等に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(ウ) 提案資料及び提案金額の提出方法

提案資料及び提案金額は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、提案資料及び提案金額の提出にあたっては、参加資格の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

(エ) 参加代理人等

事業者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 参加の棄権

参加資格を有する参加者が、提案資料及び提案金額の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 予定金額の記載等

a 提案限度額

5,027,917,000円(税抜)

提案限度額は、金利変動及び物価変動による増減額を除く額である。

なお、消費税及び地方消費税を加えた額は、金5,530,020,000円を超えないこと。

b 提案金額の記載

提案金額は、様式集(様式3-2)の「提案金額」に記載すること。この際の計算

の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

支払金利の算出にあたっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と応募者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。基準金利は、参加資格審査結果の通知日（令和5年2月27日）の Refinitiv（登録商標）より提供されている10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRTOA=RFTB に掲示されている TONA ベース10年もの（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。なお、TONA TSR の提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。

(キ) 一時支払金

市は、事業者が実施する本件施設の設計・建設業務の対価のうち、下式より算定される一時支払金をサービス対価 A1 として、事業者に支払う。

一次支払金（サービス対価 A1）＝財源①＋財源②＋財源③＋財源④＋財源⑤

| 項目 | 金額（円） |
|-----|----------------------------------|
| 財源① | 293,090,000 円 |
| 財源② | 399,500,000 円 |
| 財源③ | 1,100,000,000 円 |
| 財源④ | （事業者が提案する工事費*－1,894,964,000）×75% |
| 財源⑤ | 44,479,000 円 |

※ 事業者が提案する工事費は消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。

なお、事業者が提案する工事費の内訳は様式集のうち、様式3-4の費目1、2、3、4、5、6、7、8、9、13、14とする。

なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。また、当該一時支払金に変更となった場合、サービス対価 A2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価 A2 に合わせて割賦手数料を調整する。

(ク) 提案金額算定用年間提供給食数

提案金額の算定にあたっては、次ページの年度毎の食数等に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数を約200日とするが、大野原こども園への提供期間中は、大野原こども園のみ長期休暇中（令和7年度：約16日、令和8年度～令和16年度：約50日、令和17年度：約13日）も提供を行うこと。

次ページの「配送校の園児・児童生徒及び教職員数」には、各年度においてアレルギー等対応食80食/日を含む。

※1 配送校への提供（年間約200日）にあたっては、次ページの配送校における年

度毎の食数等に基づいて算出すること。

| 年度 | 配送校の園児・児童 生徒及び教職員数 |
|--------|-----------------------|
| 令和7年度 | 4,706 |
| 令和8年度 | 4,577 |
| 令和9年度 | 4,416 |
| 令和10年度 | 4,360 |
| 令和11年度 | 4,245 |
| 令和12年度 | 4,125 |
| 令和13年度 | 4,006 |
| 令和14年度 | 3,892 |
| 令和15年度 | 3,785 |
| 令和16年度 | 3,678 |
| 令和17年度 | 3,574 |

※2 大野原こども園の長期休暇中（令和7年度：約16日、令和8年度～令和16年度：約50日、令和17年度：約13日）の提供にあたっては、以下の大野原こども園における年度毎の食数等に基づいて算出すること。

| 年度 | 大野原こども園の園 児及び教職員数 |
|--------|----------------------|
| 令和7年度 | 215 |
| 令和8年度 | 209 |
| 令和9年度 | 203 |
| 令和10年度 | 198 |
| 令和11年度 | 193 |
| 令和12年度 | 188 |
| 令和13年度 | 183 |
| 令和14年度 | 180 |
| 令和15年度 | 177 |
| 令和16年度 | 172 |
| 令和17年度 | 167 |

(ケ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、市は事業者及び事業者を選定されなかった応募者と協議のうえ、事業者の提案書類の一部または全部を無償で使用できるものとする。また、事業者以外の提案書類については、本事業の公表以外には使用しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、事業者選定に係る検討以外の目的で使用することはでき

ない。

d 複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e 提案金額類の変更禁止

提案金額類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(コ) 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(サ) 契約保証金

設計・建設期間については、契約締結後、速やかに施設整備費相当額（割賦金利を除き、消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、1年分の維持管理・運営業務費相当額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書（案）に記載する。

6 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査は「参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は審査基準を参照のこと。

(1) 選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成される「観音寺市新学校給食センターPFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）」を設置する。選定委員会は、事業者提案の審査及び評価を行う。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会は提案内容の説明を求めため、参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、参加者に対して通知するものとする。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各参加者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

ウ 優先交渉権者を決定しない場合の措置

優先交渉権者の決定に係る手続きにおいて、最終的に参加者がいない、あるいはいずれの参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI

事業として実施することが適当でないとは判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

7 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は優先交渉権者の構成員と基本協定を締結する。

ただし、優先交渉権者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結にあたり、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

(2) SPC の設立

優先交渉権者である参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPC を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で市内に設立するものとする。市は、優先交渉権者である参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、優先交渉権者である参加者の構成員が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の 50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成員は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は優先交渉権者である参加者の構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、優先交渉権者である参加者の代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により本契約を締結できない場合は、基本協定に規定する違約金を請求することがある。

SPC は、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

(4) 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

ア 本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを事業者は無償で使用する。

イ 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。

イ 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

(3) その他の支援

市は、事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、本事業の事業契約に関する議案を、令和5年6月定例会に提出する予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

(3) 募集要項等に関する問い合わせ先

募集要項等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

| |
|--------------------------------------|
| 担当部署：観音寺市教育委員会事務局 学校給食課 |
| 所在地：〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番215号 |
| メールアドレス：kyuushoku@city.kanonji.lg.jp |
| 電話：0875-57-6660 |